

意見検討結果一覧表

（案名：屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	別表2の④に示される、自家用広告物で、高さ4m超、かつ、面積10㎡超の屋外広告物は管理者を設置しなくても良いのか。		別表2の④に区分される屋外広告物については、管理者の設置は必要ですが、自家用広告物の場合は、有資格者でなくてもよいとされているものです。	F（その他）
2	面板がはがれるとか、目に見えて不具合が確認できるようなひどい状況になれば、自家用広告物は点検をしていないように思うがいかがか。		現行制度では、自家用広告物であっても、許可期間更新の際、屋外広告物の現状確認を目的とした6つの確認項目からなる現況調書の提出を義務付けており、屋外広告物の健全性について確認を行った上で、許可更新をしています。 改正後は、より一層の安全性の確保を目的として17項目からなる安全点検報告書を定め、運用していく予定です。	F（その他）
3	自家用広告物については、屋外広告物の所有者が自分で新たに運用される安全点検報告書を用いて点検をすることになるのか。		屋外広告物については、はり紙などの簡易な広告物を除く全ての広告物が新たな安全点検報告書を用いて点検することになります。 このうち、高さが4mを超え、かつ、面積10㎡を超える屋外広告物等（許可の期間が6月以内とされているものを除く）については、自家用・非自家用の区別なく有資格者等による点検が必要となります。	F（その他）
4	条例改正後、改正内容について屋外広告業登録をしている者へ積極的に周知すべき。		条例改正後、改正内容に関しては、ホームページへの掲載や通知文の発送により、周知することを予定しています。	D（参考）

5	今回の改正によって、許可不要の屋外広告物等についても管理者設置義務が課されるのか。		課されません。	F（その他）
6	管理義務が新たに課されるのに、管理者設置が不要な屋外広告物等があるのはどういうことか。		管理義務は、屋外広告物等の表示者等に対して、日常的な管理義務として、劣化及び損傷の状況の確認、補修、除却その他必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならないこととするものです。 また、「管理する者」の設置が義務付けられているのは、許可期間が6月を超える屋外広告物等であり、長期にわたる掲出に配慮して、設置が義務付けられているものです。	F（その他）
7	管理義務を課すことによる現行制度との違いは。		従前からある日常的な管理義務について条例に明示し、適切な管理の実現により安全性の向上を図るものです。	F（その他）
8	管理レベルには個人差があるのでは。		今回の改正案では、管理義務において「良好な状態に保持しなければならない。」としています。良好な状態とは、表示した当初の当該広告物の機能をほとんどそのまま保持するという状態であり、管理レベルを表現しているものです。	F（その他）
9	屋外広告物が老朽化等により落下し、第三者に被害を及ぼした場合、当然、設置した方が責任を負うことになると思うが、今回の改正によって、問われる違反行為とはどのような行為か。		今回の改正案では、屋外広告物等の表示者等が日常から屋外広告物等の補修、除却その他必要な管理を怠り、「良好な状態」を保持しないこと（管理義務違反）などです。	F（その他）
10	広告物等を掲出している方の中には、老朽化がひどく進行していても、補修などしていない方もいる。その中で、許可対象外の広告物については、管理者設置を要さず、点検結果の報告も要さないとされており、抑止力にならないのではないか。		許可対象外の広告物についても、改正案により管理義務が課されることとなります。そして、日常管理を怠り、その広告物が倒壊又は落下のおそれのある「禁止広告物」であれば、改善に対する必要な措置を命じることができますので、抑止力になります。	F（その他）

11	未申請の違反広告物の取扱はどのようになるのか。指導に従わなかった場合の罰則はあるのか。		適宜、安全パトロール等をしており、未申請のものについては適正に申請してもらうよう指導しています。 継続した指導の結果として必要な対応がなされなければ、罰則の対象となることがあります。	F (その他)
12	未申請の方々はなかなか指導に従わないのではないのか。		是正指導の内容は多岐にわたるが、全体として、是正措置の完了件数は年々増加しており、一定の指導の効果はあると考えています。	F (その他)
13	危険な広告物を見つけた場合の連絡先はどこか。		盛岡市、陸前高田市、平泉町を除く市町村については、県広域振興局の土木部又は土木センターが連絡先となります。	F (その他)
14	点検では、点検して現状の写真を添付して終わりか。修繕等の結果は必要ないのか。	1	点検の結果、不具合が確認された場合、修繕等を施し、その状況の分かる写真を添付してもらい、安全であることを確認したうえで許可更新していきます。	F (その他)
15	今回の改正では、具体的な点検方法等を明示して、不具合箇所や改善状況について報告するということになるのか。		改正案では、広告物における点検の対象箇所について明示しますが、具体的な点検の方法については、個別に形態が多様であることから規則等に明示はしない予定です。点検については、国が定める「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」や屋外広告物適正化委員会によりとりまとめられた「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を参考にしながら実施してもらうこととなります。	F (その他)
16	令和3年4月条例施行となる予定であるが、令和3年4月以降は即時、安全点検報告書での提出が必要となるのか。それとも経過措置が適用されるのか。		「現況調書」から「安全点検報告書」への切替の影響を考慮しながら経過措置については判断していきます。	F (その他)
17	意見募集に関する資料について、今回の改正で追加になった部分を◎にするなど、これまでと異なる部分の明記があればわかりやすい。		今後の改正案周知の際の参考といたします。	D (参考)

18	今回の改正内容について、屋外広告物のオーナーに配布できる印刷物を作成して欲しい。		改正後、改正内容の周知の際の参考といたします。	D (参考)
19	高さ4m超えの建築確認申請が必要な物件に関して、修繕箇所の個別報告は重要である。また、壁面看板などのブラケットなど直接倒壊や落下につながる部分は、修繕箇所の写真確認が重要である。		国が定める指針等の内容も踏まえながら、検討の際の参考とします。	D (参考)
20	安全点検報告書に、虚偽の内容が判明した場合の取扱いについて記載しておくことで、適切な点検の実施が期待できると思う。		国が定める指針等の内容も踏まえながら、検討の際の参考とします。	D (参考)
21	安全点検報告書に目視・内部開封・機器使用・その他などの点検方法と設置後の経過年数を記載する欄を設けて欲しい。		国が定める指針等の内容も踏まえながら、検討の際の参考とします。	D (参考)
22	管理されていないと思われる政党のポスターや看板が放置されている。この状況を改善すべく条例の改正により規制を強化すべきと考える。		管理義務を規定するという改正案趣旨と同一と考えます。	C (趣旨同一)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。